

# 平成23年度 第2回京都市政策評価委員会

日時：平成24年3月1日（木）

午後1時30分～午後3時30分

場所：職員会館かもがわ第2会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

1 来年度の改善方針について 資料1

- (1) 政策と施策の総合評価について
- (2) 幸福度調査の導入について
- (3) 広報の充実について

2 市民生活実感調査（案） 資料2

3 市民意見の受付状況 資料3

4 その他

### 3 閉 会

#### （参考資料）

- 1 政策と施策の総合評価の乖離について
- 2 市民生活実感調査一式

## 京都市政策評価委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

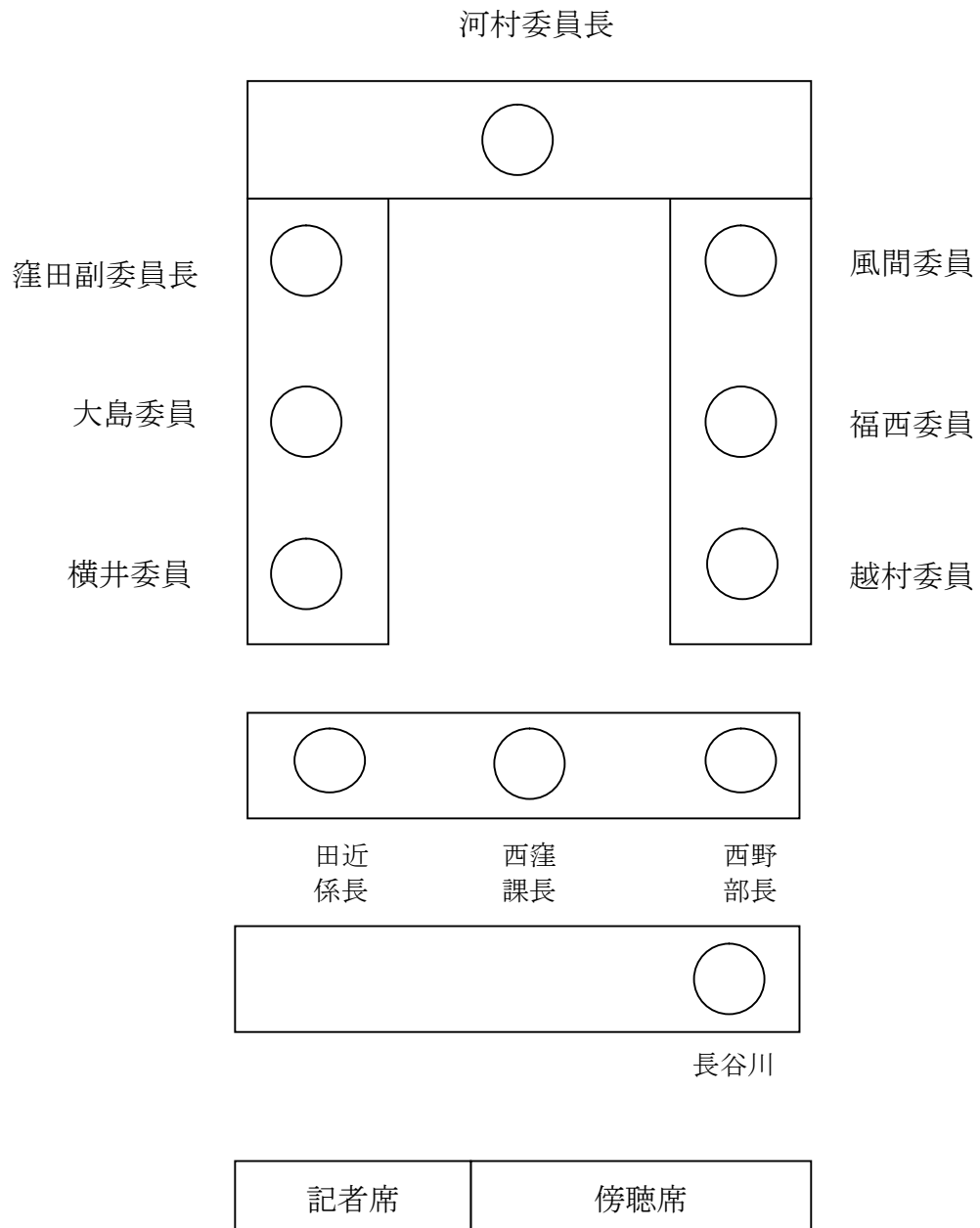
氏名	役職等
おおしま さちこ 大島 祥子	楽洛まちぶら会事務局, スーク創生事務所代表
かざま のりお 風間 規男	同志社大学政策学部教授
かわむら りつこ ◎河村 律子	立命館大学国際関係学部准教授
くぼた よしお ○窪田 好男	京都府立大学公共政策学部准教授
こしむら みほこ 越村 美保子	公募委員
ふくにし のぶじ 福西 惟次	公募委員
よこい やすし 横井 康	あずさ監査法人本部理事

◎委員長 ○副委員長

任期：3年

- ・学識委員 平成23年7月1日～平成26年6月30日
- ・公募委員 平成23年9月1日～平成26年8月31日

# 平成23年度 第2回京都市政策評価委員会 配席図



(出入口)

## 来年度の改善方針について

### 1 政策と施策の総合評価について

平成23年度の政策評価結果の中には、政策と施策の評価のつながりが見えにくいものがあった。今年度から、政策と施策の客観指標を別に設定したとは言え、政策の下に施策があるのに、上手くつながっていないのではないか。（委員会意見）

京都市は、「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」（以下「京プラン」といいます。）に掲げる政策を実現するため、様々な施策を推進しています。

政策評価も、「京プラン」に掲げる政策と施策を対象に実施していますが、平成23年度の政策の総合評価結果の中には、その政策を構成する施策の総合評価結果の状況と見合わないものがいくつかありました。政策の成果は、施策以外の様々な社会的要因の影響を受けることから、政策と施策の総合評価が一致しないことも、結果としては起こり得ます。

しかし、こうした不一致が今後もし多数に上ると、「京プラン」に基づく体系的な評価を行っていることが、市民の皆様から分かりにくくなるおそれがあります。そこで、不一致のあった政策分野について、原因を検証しました。この検証を踏まえ、対応の可否を含めて検討する余地があります。

➤ 参考資料1

### 2 幸福度調査の導入について

市民に最も近い基礎自治体として、市民の幸福度を把握し、市政運営の参考にするため、幸福度調査を実施してはどうか。（事務局提案）

#### (1) 実施方法

市民生活実感調査に幸福度に関する質問を追加

#### (2) 設問案

ア 設問1 「あなたは幸せですか。」

【回答方法】 5つの選択肢から1つ選択

「とても幸せである」

「どちらかという幸せである」

「どちらとも言えない」

「どちらかという幸せではない」

「不幸せである」

イ 設問2 「あなたが一番幸せだと感じるのはどのようなときですか。」

【回答方法】 5つの選択肢から1つ選択

「家族や親しい人として楽しいとき」

「仕事・家事・勉強がうまくいっているとき」

「趣味や余暇を楽しんでいるとき」

「経済的に恵まれているとき」

「つらいことが何もないとき」

### (3) 調査結果

市民生活実感調査結果と併せて、政策評価冊子やホームページで公表

## 3 広報の充実

### (1) 市民生活実感調査結果等の広報

市民生活実感調査等について、市政に有用な情報を提供するとともに、政策評価への関心を高めるため、調査結果の広報の充実を図るべきではないか。(委員会意見)

市民生活実感調査結果の広報の方法として、政策評価結果の公表と併せて行うことで、評価結果への理解が深まると考えられることから、政策評価結果冊子に市民生活実感調査結果の概要(5段階評価別の設問数、政策分野ごとの評価結果、政策の重要度、市政の関心度など)を掲載します。幸福度調査についても、同様に調査結果を掲載します。

さらに、幸福度調査については、新たな取組であることから、調査の実施に当たって周知に努めます。

### (2) 市民意見申出制度の周知

市民からの意見は、政策評価制度の質を高める貴重なものである。市民が評価結果を見たとき、どのような手段で市に意見を言えばよいのか、意見申出制度をもっと広報していく必要があるのではないか。(委員会意見)

市民意見を基に政策評価制度の質を向上させていくため、市民意見申出制度のさらなる周知に努めます。

そこで、政策評価結果冊子において、市民意見申出制度の案内を加えるとともに、ホームページにおいても市民意見申出制度のページへのアクセスの向上を図ります。

## 市民生活実感調査（案）

### 1 平成24年度の実施方法について

平成23年度に「京プラン」の「みんなで目指す10年後の姿」に対応させた設問へと変更したことを踏まえ、経年変化を捉えるために、昨年度と同様の方法で実施します。

#### (1) 平成24年度市民生活実感調査実施方法

- ・ 設問数 130問（アンケートA票・B票各65問）
- ・ 対象者 3,000人
- ・ 配付方法 2組に分けて配布（1,500人×2組）

※ 資料1 2のとおり幸福度調査を併せて実施する。

➤ 参考資料2

#### (2) 実施日程

	平成23年度	平成24年度（案）
調査票郵送	5月11日	5月14日（月）
調査開始	5月12日	5月15日（火）
投函締切	5月25日	5月28日（月）
礼状・督促状送付	5月26日	5月29日（火）
調査終了	6月 3日	6月 6日（水）
調査期間	23日間	23日間

## 市民意見の受付状況について

### 【行政評価条例（市民の意見申出）】

第18条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

### 1 受付状況（政策評価制度に対する意見に限る）

平成19年度：9件

平成20年度：0件

平成21年度：0件

平成22年度：8件

平成23年度：8件

### 2 回答案

新たに受け付けた意見（5件）とそれに対する京都市の対応は以下のとおりです。

- ・1月15日 メール送信フォームから意見受付
- ・2月10日 京都市の対応をホームページで公表

	意見要旨	対応結果
評価制度について		
1	評価制度がどのように市政に反映されているか分からない。	政策評価の結果については、市長による決定のもと、市会に報告を行い、各局区において政策の企画立案や予算編成に積極的に活用することとしていますが、政策の企画立案等については、評価結果を含めた多くの要素から総合的に判断していく必要があるため、評価結果の活用の過程が見えにくい面があります。今後、評価結果の活用手法について検討し、市民の皆様に分かりやすい広報を目指してまいります。
2	評価の項目などが、複雑で分かりにくい。	政策評価は、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の政策体系に基づき、27の政策と114の施策を対象とした評価を実施しています。評価の項目をはじめ、評価制度のしくみについては、今後も政策評価の冊子やホームページで分かりやすい説明に努めてまいります。

3	<p>評価結果の悪いものも、悪く見えないような評価方法となっているのではないか。</p>	<p>評価に用いる指標は、各政策・施策・事務事業の目的に応じて設定しています。指標は、多種多様であることから、一律の評価基準を設けることは困難ですが、指標の内容に応じた適切な目標値を設定し、評価の客観性を高めるよう努めています。</p> <p>また、事務事業評価制度では、第三者評価機関である事務事業評価委員会において、指標や目標値が適切に設定されているかを評価し、評価の客観性や透明性を確保しています。</p>
4	<p>市民が何を求めているのかを把握し、必要のない事業を見極められる評価制度が必要ではないか。</p>	<p>政策評価制度においては、市民生活実感調査によって、政策・施策の達成状況について市民の方がどのように感じておられるかを把握し、評価結果に反映しています。</p> <p>事務事業評価制度においては、「市民と行政の役割分担評価」により、行政がサービスを提供すべき事業であるかどうか、提供主体である必要があるかなどを評価し、その結果に基づき、事務事業の「今後の方向性（充実や継続、廃止を含む見直しなど）」を検討しています。</p>
5	<p>政策や事業の評価だけでなく、職員の仕事ぶりや能力などの評価を実施してはどうか。</p>	<p>政策評価制度においては、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に掲げる政策・施策を対象とした評価を実施しています。</p> <p>職員の能力の評価など人材の育成に係る分野については、「京都市人材活性化プラン」に基づき取組を進めており、平成23年度から全職員を対象とした人事評価制度を実施しています。</p>